

§ ドレスコード基準の改定

あらためて身嗜み基準の統一により、接遇品質の統制を図る

【対象】

慶生会グループに所属する全従業員

※ 但し、管理職以上は除く

【身嗜み基準】

項目	基準（内容）
<u>髪の色</u>	パステルカラー（サンプル参照）を除き、自由とする
	インナーカラーは可（但し、カラーは上記範囲同様） ※ 基本色+1とする
<u>髪長さ</u>	自由、但し長髪は結ぶ等して束ねること
<u>コンタクト</u>	カラーコンタクトの装着可（但し、色は黒、茶系に限る）
<u>ひげ</u>	原則、禁止
<u>爪・ネイル</u>	マニキュア、ジェルネイルは可、カラー（イラスト）も自由 但し、短く切り、デコレーションは禁止（例：凹凸×）
<u>アクセサリ</u>	業務中のネックレス、ピアスの使用は禁止 但し、ドッグタグ等は除く
<u>タトゥー</u>	原則禁止とするが、着衣時に見えない場合は問わない